

## 第1章 計画策定の趣旨と計画の構成

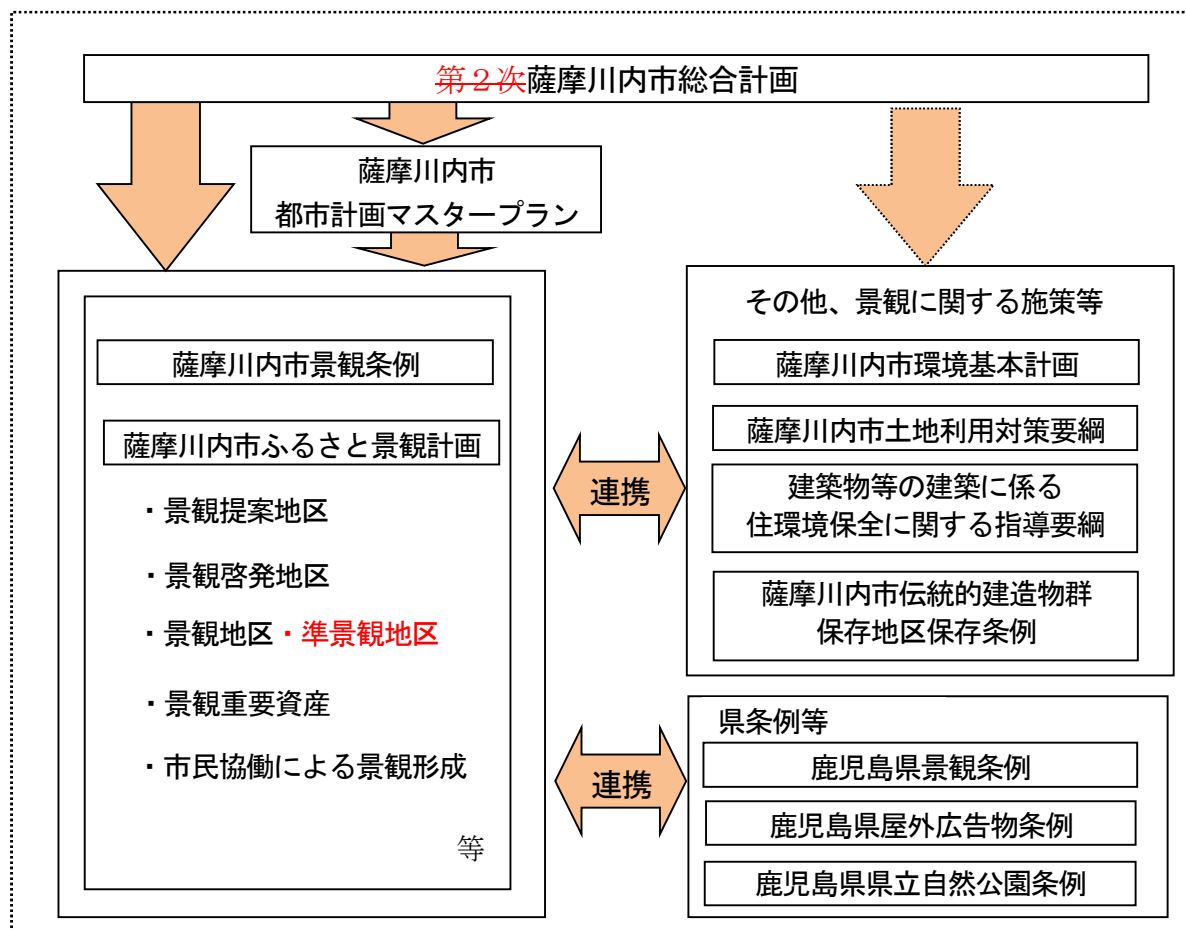
### 1. 計画策定の目的

平成17年6月1日、我が国の都市や農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的に景観法が施行されました。

この法律の目的は、平成16年10月に誕生した本市でも重要なことであり、都市アメニティ<sup>1</sup>豊かな生活空間の構築に資するのみならず、本市が内外に誇ることのできる新たな観光資源等として活用することも可能であると考えられることから、本市の持つ景観資源<sup>2</sup>を市民共通の財産として保全・活用し次世代へ引き継ぐことが求められています。

そこで、本市のまちづくり全体の方向性を示す「薩摩川内市総合計画」（以下、「総合計画」という。）に基づき、本市の景観形成に係る施策を総合的に講ずるため、「薩摩川内市ふるさと景観計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

図表1 総合計画等関連施策との関係



~~※景観法第6-1条第1項に規定される「景観地区」及び法第7-4条第1項に規定される「準景観地区」について、共に本市では通称「景観地区」として取り扱うこととします。~~

<sup>1</sup> 都市アメニティ:都市空間が「生活の質（快適さ、便利さ、安全性）」に与える影響力

<sup>2</sup> 景観資源:まちの景観を特徴づけたり、景観形成を行う上で大切と考えられるもの。(例)川内川や棚田、田園景観など

2. 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である総合計画の計画期間に合わせ、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とします。

なお、今後の社会的な情勢の変化等により、必要に応じて計画を見直すこととします。

図表2 景観計画の期間

年 度	令 和	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
薩摩川内市総合計画	10年間										
薩摩川内市ふるさと景観計画	10年間										

■参考1 景観の捉え方と景観形成の考え方

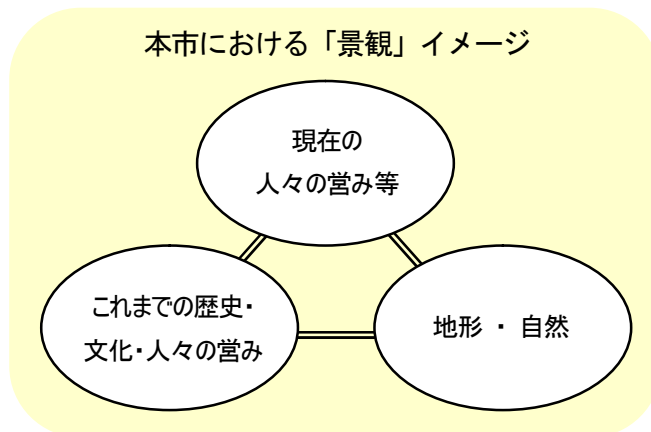
1. 景観の捉え方

「景色<sup>3</sup>」とは、一般的に『眺望した自然の風景のこと』をいいます。

また「風景<sup>4</sup>」とは、『自然のありのままの姿であり、私たちが景色を見る際に視覚で捉えた事物を、見る人の心や感情などを通して主観的に捉えることができるもの』をいいます。

一方、「景観<sup>5</sup>」とは、『人の手が加わった形の景色を、大多数の人が主観を入れずに客観的に大差無く感じることができるような景色のこと』をいいます。

つまり「景観」とは、『地形・自然・都市など視覚で認識できるものの他に、地域の特色や歴史・文化など、そこにある人々の営みによって形成された景色、風景を総合して捉えることができるもの』といえます。



2. 「景観形成」の考え方

一般的に地域のまちづくりにおいて、景観を「守り・つくり・高める」ことを「景観形成」と呼んでいます。本市においても、市民、事業者、地区コミュニティ協議会、まちづくり団体、市等が一体となって、景観を「守り、つくり、高める」ことにより、公共の財産である景観にそれぞれの地域の価値を見出し、全体としてより質の高い調和の取れた景観形成ができるものと考えます。

<sup>3</sup> 景色：自然界の調和の取れた様子。

<sup>4</sup> 風景：鑑賞に堪える、自然界の眺め。

<sup>5</sup> 景観：見るだけの価値を持った特色のある景色。その地域の野外風景のうち山・川・湖沼・森林などの自然が形成する自然景観と、人間の営みが加わった集落、耕地、交通路など「文化景観」の称。

3. 計画の構成

本計画では、景観法に基づく必要な事項を定めており、構成は以下のとおりです。

図表3 本計画の構成

